

JARL

倉敷クラブ報

第350号

2020年10月10日（土）



JARL 倉敷クラブ（登録番号31-1-1）

クラブ局 JA4YAB

<http://www.jarl.com/ja4yab/>

クラブ代表者 土井 淳（JE4NHC）

〒710-0005 倉敷市西岡1073

目 次

はじめに	JA4KI	1
CQ庶務連絡	JL4TTY	3
お知らせ	出稿JA4KI	4
NEWS	出稿JA4KI	5

次回の定例ミーティングのお知らせ

定例ミーティングの開催についてはクラブのホームページにて発表致しますので、ホームページの情報をご確認の上でお間違えの無いようにお気を付け下さい。

倉敷クラブの管理するレピータ

JR4WH 439.76MHz (運用責任者 : JH4E00)

倉敷クラブ役員

会長(代表者)	JE4NHC
会計担当	JH4GNE
監査担当	JH4E00
庶務担当	JL4TTY
アワード担当	JL4TTY
ミーティング担当	JA4TI
ミーティング担当	JR4BXK
クラブ報担当	JA4AJB
クラブ報担当	JH4GNE

クラブ報の原稿はミーティングの2週間程度前迄に、クラブ報担当までEメールでもし出来ない時は持参をお願いいたします 原稿の寸法は表紙の外枠(13.5×21.5cm)です クラブ報担当 JA4AJB.JH4GNE

クラブ報はミーティングの会場にはございませんので定例ミーティングまでに然るべき方法にて受領され定例ミーティングにご持参下さい

アマチュア無線ほか無線関係の国家試験情報は倉敷クラブのホームページ下部「関連先のホームページ」の中にある 日本無線協会(J.R.I.)にありますので、関心のある方は協会のページに行ってご覧下さい

はじめに

J A 4 K I 吉岡 謙

先号で、J A R Lがアマチュア無線技士養成課程講習会をやっていた頃のことを紹介させていただいたら、クラブ員から、「あなたは、消費税が導入された1989年4月の講習会の終わりにあったオリエンテーションの時に、資料として販売した開局申請書（先号参照）の代金の消費税を、全部自分で負担したのを忘れたのか？」とご指摘をいただいた。

そのクラブ員は、その時（1989年3月から4月の春休み中に実施した岡山での講習会）のことを私から聞いて覚えていてくれたのである。

事の次第は、春休みの養成講習は、時期的に生徒や児童の受講生が多く、短い春休み中に講習からオリエンテーションまでのすべてをこなさなければならないために、時間的余裕があまりなく、3月中には開局申請書の必要数をとりまとめて、J A R Lへ発注して、4月のオリエンテーションに備えたら、J A R Lから、3月中に送られてきた。

オリエンテーションは、4月になって、学校の始業式や入学式が始まる前に実施した。

資料として希望者に配った開局申請書の代金は、当然そのときに集金したのである。

間もなくして、J A R Lから請求書が来た。先に送られてきた申請書に添付されていた納品書には、当然のこととして、消費税の記載は無かったが、請求書には、なんと消費税がついていた。私は、利益を得るような商行為しておらず、受講生の便宜のためにやった行為だと思っており、3月に品物を受け取ったのだから、消費税がかかる前であり、消費税はかかるないと思っていたので、仰天した。

J A R Lに連絡したところ、「4月になって販売したのだから、消費税も集金してください」とのつれない返事で、だからといって、受講生にもう一度集まってもらって集金するわけにもゆかず、結局すべての消費税を私が支払ったという次第だった。

支部長をやっていたときには、いろいろな支部行事を、自腹で支払わされて実施した。昨年夏のJ A R L岡山県支部大会での、私の

「J A R L 岡山県支部の成り立ち」と題した講演でご披露したとおり、最高は、中国地方本部長 J A 4 A O 氏(故人)の命令で、岡山県支部が倉敷市民会館を借りてが実施した、第一回中国地方合同支部大祭で、会場借用料、協力者への昼食弁当の代金など、合計約 5 万円をかけて実施したが、その費用は中国地方本部から全くもらえなかつた。当時の 5 万円は、私の当時の月給の約 2 倍弱に相当する。

我が家の迷(hi)言に、「お父さんが、 J A R L の役員をしていなかつたら、家の一軒も建つたかもしれない」というのがあるが、あまり外れてはいないようと思われる Hi

最近は無いようだが、今まで何回か J A R L 会費が値上げされた。そのときに決まって私のところに電話をかけてきて、「おまえらが儲けるために値上げするんだろう」と言う人がいたが、その人には、いくら値上げの理由を説明しても理解してもらえず、 J A R L の定款規則で、 J A R L からお金(給料)をもらっている役員は、専務理事一人だけで、ほかの各役員は無給で奉仕しているという事をいくら説明しても聞く耳を持っていなくて、まるで私が取り込むように言われたのには、閉口した。

自腹まで切ってやっていることを、金儲けでやっていると思われては、困ったことで、立腹しか無い。

アマチュア無線は、本当にアマチュアであって、電波関係法規のアマチュア業務の定義の冒頭にもあるとおり、「金銭上の利益のために無く」して行っているものである。

私は、倉敷に住んでいるので、色々なことについて、倉敷クラブの方々にご協力を願いした。一例を挙げると、支部会計幹事は、その道のプロの元銀行員の J A 4 O O Y 塚村さん(故人)にお願いしたが、実にしっかりとやってくださり、 J A R L の式年式典の表彰式では、 J A R L 会長から優秀な支部会計幹事として表彰を受けられた。

養成課程講習会では、講師として、第二級無線技術士(現資格名第二級陸上無線技術士)をお持ちの J A 4 K C 山崎さんに、無線工学の講義をしていただき、養成講習会の管理者としては、 J A 4 Y U 小峰さん(故人)が担当してくださったなど、多くの方々に助けていただいて実施することができ、ただただ感謝である。

これらは、まさに「アマチュア」の精神そのものであり、称えられるべきものであると思う。

CQローカル事務連絡

de JL4TTY

アワード関係の報告

JARL倉敷クラブ創立創立30周年記念

発行日	コールサイン	氏名	発行番号
5月24日	JH1OZY	荒井 隆之	No. 8 0 5

JARL倉敷クラブ創立40周年記念

発行日	コールサイン	氏名	発行番号
9月2日	JH3RED	上田 展史	No. 3 6 1

JARL倉敷クラブ創立50周年記念

9月2日	JH3RED	上田 展史	No. 1 9 2
------	--------	-------	-----------

創立60周年記念岡山神社巡りアワード

8月3日	JK1EMH	白井 利一	備前国賞	No.20
8月3日	JK1EMH	白井 利一	備中國賞	No.19
8月3日	JK1EMH	白井 利一	美作国賞	No.17
9月4日	JR2NRP	本多 清	備前国賞	No.21

令和2年 9月30日現在以上の通り報告を致します。

☆ グーグルマップに岡山神社めぐりアワードの神社を載せる方法

YouTubeでgoogleマップ検索をします

<https://www.youtube.com/watch?v=s7vvWYM76BM> です。



Googleマップ上に
データを表示できる！



指示に従って進んで
いくと出来上がります

JE4NHC 土井さん
からの情報です。

お 知 ら せ

◎アマチュア無線技士国家試験

8・9月期を受験された方の手応えはいかがだったでしょうか？
吉報をお待ちしています。

今後の試験の予定は、

・第一級・第二級アマチュア無線技士

第一級 12月5日(土) 09:30開始

第二級 12月6日(日) 09:30開始

申請書の受付は、10月1日(木)から20日(火)までで、郵送の場合は、受付期間中の消印有効です。

近隣の試験地は、大阪市、広島市、松山市などで、詳しい場所は受験票で通知されます。

・第三級・第四級アマチュア無線技士

今後の近隣各地の試験の予定は、	大阪	10月17日(土)
		11月7日(土)
		12月6日(日)
	広島	11月8日(日)
	松山	11月8日(日)

で、11月期までの受験申請受付は、先号でお知らせしたとおり、既に終わっています。

12月期の申請受付は、10月1日(木)～20日(火)まで、インターネットによる申請も同じです。

郵送の場合の注意は、一・二アマと同じです。

詳しい受験場所や、試験開始時刻は、受験票で通知されます。なお、毎年一回実施される岡山での試験は、来年3月7日(日)で、岡山市が予定されています。

2020年度の試験予定の全部の詳細は、例年の如く、4月号の末尾の色刷りページに、協会から正式に発表された国家試験案内を載せてありますのでご覧ください。

(出典 日本無線協会アマチュア無線技士国家試験案内 出稿 JA4KI)

◎ J A R L 第 9 回定時社員総会ようやく終了

2020年6月28日(日)に、東京都新宿区にあるベルサール西新宿で開催された第9回定時社員総会の継続会は、9月5日(土)に先回と同じ場所で開催され、残っていた第2号議案の審議と、報告事項が行われて無事終了し、定款規則に定められているとおり、この社員総会の終結をもって新旧役員の交代が行われました。

(出典 J A R L メルマガ 出稿 JA4KI)

◎アマチュア局免許状などに記載される「電波の形式を表示する記号」が改正追加された

8月19日付総務省告示第242号で改正施行されてアマチュアバンドのうちの、指定周波数475.5kHzと1,910kHzの表示が改正追加されて、新たに1～3アマ技士の有資格者は、5形式から14形式に、4アマ技士の有資格者は、4形式から13形式にそれぞれ増加しました。

これにより、改正施行日現在3MA・4MAの記号により免許されているアマチュア局は、改正後の電波形式の指定を受けたものと見なされます。

また1,910kHz帯でA1Aの指定を受けている局は、改正された3MAの記号による電波形式が指定されたものと見なされます。

技適証明を受けた無線設備で局の免許を受けている場合は、手続き不要で新電波形式が使用できますが、その他の設備で免許を受けている場合は、工事設計の変更などの手続きが必要になり、手続きなしでは、新たに許可された電話による通信はできませんので、ご注意ください。

(出典 官報 J A R L メルマガ 出稿 JA4KI)